

本年4月にオンライン請求の義務化期限が到来したものの、省令改正によりその期限が猶予された病院・薬局の皆様へ

今般、省令改正を行い、この4月にオンライン請求の義務化期限を迎えた病院・薬局のうち、5月請求分においてオンライン請求を行う体制の準備が整っていないところに限り、例外的な取扱いとして、緊急避難的に準備に必要な期間、義務化期限を延長しました。

具体的な期限につきましては、皆様のオンライン請求に向けた準備状況について実態を把握した上で、半年を目途に定めることとしております。

このため、毎月、別添の状況届に準備状況を記載していただき、原則として診療報酬や調剤報酬の請求時に、審査支払機関に提出いただくこととしております。

つきましては、期限を猶予され、まだオンライン請求を行っていない病院・薬局におかれましては、半年(10月診療分)以内を目途にオンライン請求に移行いただきますよう、必要な準備をお願いいたします。

なお、半年を目途に具体的な義務化期限が設定された場合には、期限徒過後はオンライン請求でないと診療報酬や調剤報酬は支払われなくなりますので、十分ご留意ください。

厚生労働省保険局総務課保険システム高度化推進室  
社会保険診療報酬支払基金  
都道府県国民健康保険団体連合会

## 状況届の報告の流れ

(5月分状況届については支払基金、6月分以降の状況届については支払基金及び国保連分)

